

平成30年度

# 国民健康保険事業状況

岡山県

## ま え が き

国民健康保険は、制度創設以来半世紀にわたり、国民皆保険を支えるものとして、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしてきましたが、高齢化の進展等に伴い、被保険者の年齢構成や低所得者の加入割合が高いといった構造的な問題を抱えています。

このような状況のもと、持続可能な制度の構築を目指して、平成30年度から、県も新たに保険者に加わり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保を担う新たな国民健康保険制度が始まりました。

これまで大きな混乱もなく円滑に運営されており、この度、同年度の国民健康保険事業状況報告書（事業年報）に基づき、県内27市町村と3国民健康保険組合の事業実績を集計・分析し、取りまとめることができました。関係者のご協力に対しまして、改めて御礼申し上げるとともに、今後の事業運営にご活用いただければ幸いです。

さて、新制度3年目となる令和2年度においては、引き続き、保険料（税）の収納率向上など財政の健全化、予防・健康づくりや医療費の適正化等に努める一方で、これまでの課題等を取りまとめながら、現行の運営方針の見直し作業を進めてまいりたいと存じます。

県と市町村、国保連が互いに協力し、コミュニケーションを図りながら、情報共有を密にして、制度を少しでも改善していけるよう努力していきたいと考えておりますので、今後とも、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

令和2年3月

岡山県保健福祉部長寿社会課長

武内克之

# 用語の解説

この資料で使われている主な用語等を説明すると次のとおりである。

## 1 国民健康保険の保険者

国民健康保険の保険者は、29年度までは、市町村及び国民健康保険組合である。なお、30年度から都道府県も保険者となっている。

## 2 国民健康保険の被保険者

国民健康保険は健康保険等の職域保険に加入している者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者を除く全ての者を対象とした地域保険である。

国民健康保険の被保険者は一般被保険者と退職被保険者等に区分される。

40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者を「介護保険第2号被保険者」、療養の給付を受ける者が6歳に達する日以降の最初の3月31日以前に給付を受けた場合にその者を「未就学児」、65歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合にその者を「前期高齢者」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のない者を「70歳以上一般」、70歳に達する日の属する月以後に給付を受けた場合で一定以上所得のある者を「70歳以上現役並み所得者」と表記している場合がある。

## 3 年間平均被保険者（世帯）数

各月末における被保険者（世帯）数の前年度3月から当該年度2月まで（国保組合においては4月から3月まで）の合計を12で除した数。

## 4 療養の給付等

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関又は保険薬局から直接に診療・調剤等の現物をもって給付することをいう。保険者は当該療養の給付等に要する費用額のうち被保険者が保険医療機関等の窓口で支払う一部負担金等を除いたものを保険医療機関等に支払う。

## 5 療養費

療養の給付等を行うことが困難な場合、被保険者が被保険者証を提出しないで診療等を受けたことが緊急その他やむを得ない場合等において、事後に被保険者の請求に基づき現金で支払う場合の給付をいう。

## 6 療養諸費

療養の給付等の額と療養費等の額を合計したものをいう。

## 7 受診率

年間受診件数（レセプト枚数）を年間平均被保険者数で除して得た数に100を乗じて得た数。（被保険者100人当たり年間平均受診件数）

## 8 一人当たり医療費・保険料（税）

一人当たり医療費は、療養諸費費用額を年間平均被保険者数で除して得た額。  
また、一人当たり保険料（税）調定額は、保険料（税）調定額を年間平均被保険者数で除して得た額。

## 9 国保診療施設の規模

- ・ 甲…出張診療所
- ・ 乙…5床以下の常設診療所
- ・ 丙…6床以上19床以下の常設診療所
- ・ 丁…病院（20床以上）

## 平成30年度国民健康保険事業状況（冊子）の記載について

平成30年7月豪雨災害による被災により保険医療機関等において診療録等を滅失若しくは棄損等した場合の対応として、平成30年6月診療分および平成30年7月診療分に係る診療報酬等の請求については、「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成30年7月9日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）のとおり概算請求により支払いが行われたところである。

概算請求分の本書での取扱いは次のとおりとする。なお、P99に参考資料として各保険者の概算請求額を掲載する。

### I 国民健康保険事業状況

概算請求分を含む医療費数値を計上している。

### II 年報

概算請求分を含む数値を計上しているもの

…B表集計表「[1]収入状況及び支出状況」の保険給付費

E表集計表「[1]収入状況及び支出状況」の医療給付費

概算請求分を含まない数値を計上しているもの

…上記以外

※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災に関する診療報酬等の按分方法等について」（平成30年7月10日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）において、当該請求に係る医療給付の状況は月報及び年報（上記以外様式）の報告に含めないこととされている。

### III 国民健康保険事業状況報告書 統計表

概算請求分を含む数値を計上しているもの

…第6表 保険者別収支状況の保険給付費

第7表 保険者別収支状況(退職被保険者等分)の医療給付費

概算請求分を含まない数値を計上しているもの

…上記以外

※II 年報の内訳を記載した統計表であるため、同様に扱うこととする。

# 目 次

I	国民健康保険事業概況	1
II	年 報	2 2
III	国民健康保険事業状況報告書統計表	
第1表	保険料（税）（現年分）収納率	4 4
第2表	月別一般状況	4 5
第3表	月別保険給付状況（一般被保険者分）	5 6
第4表	”（退職被保険者等分）	5 7
第5表	保険者別一般状況	5 8
第6表	保険者別収支状況	5 2
第7表	”（退職被保険者等分）	6 1
第8表	保険者別保険料（税）収納状況（一般被保険者分）	6 2
第9表	”（退職被保険者等分）	6 3
第10表	保険者別保険給付等支払状況（一般被保険者分）	6 4
第11表	”（退職被保険者等分）	6 6
第12表	保険者別保険給付状況（一般被保険者分）	6 8
第13表	”（退職被保険者等分）	7 5
第14表	保険者別診療費諸率（一般被保険者分）	8 3
第15表	”（退職被保険者等分）	8 4
第16表	”（全被保険者分）	8 5
第17表	保険者別保険料（税）賦課徴収状況（一般被保険者分）	8 6
第18表	”（退職被保険者等分）	9 5
第19表	一人当たり医療費順位	9 7
第20表	一人当たり保険料（税）調定額順位	9 8
参考資料	平成30年7月豪雨による各保険者の概算請求額	9 9
IV	国民健康保険診療施設事業状況	
第21表	保険者別診療施設一般状況	1 0 0